

亀山市公告第21号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和8年4月1日

亀山市長 櫻井 義之

1 A類予防接種の対象疾病、種類及び対象者の範囲

対象疾病	種類	対象者の範囲
ロタウイルス感染症	経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン（ロタリックス）	出生6週0日後から24週0日後までの間にある者
	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン（ロタテック）	出生6週0日後から32週0日後までの間にある者
H i b感染症	乾燥ヘモフィルスb型ワクチン	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
小児の肺炎球菌感染症	沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
B型肝炎	組換え沈降B型肝炎ワクチン	1歳に至るまでの間にある者
結核	BCGワクチン	1歳に至るまでの間にある者
水痘	乾燥弱毒生水痘ワクチン	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
ジフテリア、百日せき、破傷風及びポリオ	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（DPT-I PV）、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（DPT）、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド（DT）及び不活化ポリオワクチン（IPV）	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者

ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ及びH i b感染症	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン (D P T - I P V - H i b)	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
麻しん及び風しん	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン (MRワクチン)、乾燥弱毒生麻しんワクチン (Mワクチン) 又は乾燥弱毒生風しんワクチン (Rワクチン)	第1期：生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 第2期：5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
風しん	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン (MRワクチン) 又は乾燥弱毒生風しんワクチン (Rワクチン)	第5期：昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性かつ令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な者であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市長が認めるもの
日本脳炎	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	第1期：生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 第2期：9歳以上13歳未満の者

ジフテリア及び破傷風	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド (DTワクチン)	11歳以上13歳未満の者
ヒトパピローマウイルス感染症 (HPV)	組換え9価沈降ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
RSウイルス感染症	RSウイルスワクチン	妊娠28週0日から36週6日までの妊婦

備考

- (1) 接種時において亀山市に住民登録がない者は、対象者としません。
- (2) 特別の事情により上記の予防接種を受けることができなかった者については、当該事情がなくなった日から起算して2年を経過するまでの間において、対象者の範囲にかかわらず、当該予防接種の対象者とする。ただし、次のアからエまでに掲げる疾病に係る予防接種については、当該アからエまでに定める間に限り、当該予防接種を受けられるものとする。

ア Hib感染症 10歳に達するまでの間

イ 小児の肺炎球菌感染症 6歳に達するまでの間

ウ 結核 4歳に達するまでの間

エ ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ及びHib感染症 15歳に達するまでの間

- (3) 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者で、20歳未満であるものは、平成17年5月30日から平成22年3月31日までにかけて行われた積極的勧奨の差し控えによって日本脳炎の第1期及び第2期の予防接種が行われていない可能性があるため、日本脳炎の定期接種対象者とする。ただし、第2期の予防接種は、第1期の予防接種後6日以上の間隔を置いて行うものとする。

2 B類予防接種の対象疾病、種類及び対象者の範囲

対象疾病	種類	対象者の範囲
------	----	--------

高齢者の肺炎球菌感染症	沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン	次のいずれかに該当する者 1 65歳の者 2 60歳以上65歳未満の者で、心臓、腎臓、呼吸器又はヒト免疫疾患ウイルスにより免疫の機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級のもの
带状疱疹	乾燥弱毒生水痘ワクチン又は乾燥組換え带状疱疹ワクチン	次のいずれかに該当する者 1 令和8年度中に65歳になる者 2 60歳以上65歳未満の者のうち、ヒト免疫疾患ウイルスにより免疫の機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級の者 3 令和8年度中に、70、75、80、85、90、95又は100歳となる者

備考 接種時において亀山市に住民登録がない者は、対象者としません。

3 予防接種を行う期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 予防接種を行う場所

亀山市が予防接種を委託する医療機関

医療機関	所在地	電話番号
あのだクリニック	亀山市阿野田町1675番地2	0595-83-1181
落合小児科医院	亀山市東台町1番17号	0595-82-0121
かつき内科	亀山市東町一丁目2番19号2	0595-84-5858
亀山回生病院	亀山市東御幸町232番地	0595-84-0300

亀山市立医療センター	亀山市亀田町466番地1	0595-83-0990
亀山透析クリニック	亀山市羽若町833番地5	0595-83-0555
川口整形外科	亀山市野村四丁目4番19号	0595-82-8721
こばやし内科・呼吸器内科クリニック	亀山市亀田町380番地4	0595-83-2121
さかえ整形外科	亀山市栄町1488番地17	0595-97-3335
高橋内科クリニック	亀山市栄町1488番地314	0595-84-3377
田中内科医院	亀山市天神二丁目3番6号	0595-82-0755
田中病院	亀山市西丸町539番地	0595-82-1335
豊田クリニック	亀山市南野町4番地15	0595-82-1431
なかむら小児科	亀山市長明寺町304番地	0595-84-0010
のぼのクリニック	亀山市能褒野町79番地22	0595-85-3636
ハッピー胃腸クリニック	亀山市本町二丁目9番33号	0595-82-0017
皮ふ科 野内クリニック	亀山市南崎町735番地16	0595-98-4112
みえ呼吸嚙下りハビリクリニック	亀山市アイリス町14番地7	0595-84-3536
みえ在宅・内科クリニック	亀山市野村三丁目19番31号	0595-82-0405

みずほ台クリニック	亀山市川合町1155番地9	0595-96-9488
宮村産婦人科	亀山市本町三丁目8番7号	0595-82-5151

5 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

(1) 接種を受けることが適当でない者

- ア この公告により実施する予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者でこの公告により実施する予防接種を行う必要がないと認められるもの
- イ 明らかな発熱を呈している者
- ウ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- エ この公告により実施する予防接種に相当する予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- オ 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- カ 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- キ B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのあるもの
- ク ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了した者を除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- ケ 高齢者の肺炎球菌感染症に係る予防接種の対象者にあつては、当該疾病に係る予防接種法第5条第1項の規定による予防接種を受けたことのある者
- コ 帯状疱疹に係る予防接種の対象者にあつては、当該疾病に係る予防接種法第5条第1項の規定による予防接種を受けたことのある者
- サ アからコまでに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

(2) 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者

- ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血系疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- イ 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- ウ 過去にけいれんの既往のある者
- エ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- カ バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する場合にあっては、ラテックス過敏症のある者
- キ 結核の予防接種にあっては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者
- ク ロタウイルス感染症の予防接種にあっては、活動性胃腸疾患、下痢等の胃腸障害のある者

(3) 接種後の注意事項

- ア 接種後は接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意すること。
- イ 接種後、接種局所の異常反応、体調の変化等が生じたときは、速やかに医師の診察を受けること。
- ウ 被接種者又はその保護者は、イの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに亀山市健康福祉部健康推進課健康増進グループに連絡すること。